

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

24<八王子市>

事業名:八王子市高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉部介護保険課(TEL:042-620-7416)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修給付	市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、日常生活の動作に困難があり、在宅での生活の質を確保するために住宅改修が必要と認められる者	介護保険における要介護認定を受けた結果、非該当の判定を受けた者	①事前申請 ②事前審査 ③工事内容確認通知 ④工事施工 ⑤完了確認(写真)	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の各工事に付帯して必要な工事	200,000円	①助成基準額内で、現に要した費用の10%自己負担 ②助成基準額を超える場合の超過額は全額自己負担 ③生活保護受給者等は、①の負担の免除を受ける事ができる
住宅設備改修給付		介護保険における要介護認定を受けた結果、要介護・要支援の判定を受けた者	⑥支払内容決定 ⑦申請者へ支払	・浴槽の取替え ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化 ・上記の各工事に付帯して必要な工事を含む	379,000円 156,000円 106,000円	

24<八王子市>

事業名:居住環境整備補助金交付事業		窓 口:住宅政策課(TEL:042-620-7260)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修給付	65歳以上の方のいる世帯で住宅の所有者、又は所有者から改修の承諾を受けた賃貸住宅の居住者(居住予定者含む)		①事前相談 ②交付申請(バリアフリー化改修工事) ③交付決定 ④改修工事 ⑤完了報告 ⑥交付額確定 ⑦交付請求 ⑧申請者へ支払	高齢になっても安全に支障なく自立した生活が営めるようにするために行う、段差の解消、手すりの取付けなどの5万円以上の改修工事(ただし、他の補助制度の対象となる部分は除く)	対象工事費の20%以内 20万円限度	助成基準額を超える費用は自己負担

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

25<立川市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉保健部高齢福祉課業務係 (TEL:042-523-2111) 内線1474				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額	負担率	
住宅改修給付	介護保険の認定により、要介護、要支援、非該当と認定された者であって、「住宅改修アドバイザー事業」を受け助成の承認を受けている者。ただし、介護保険と同種目の工事については、要介護認定の判定結果が自立(非該当)であること	非該当(自立)	① 申請 ② 住宅改修アドバイザー、市職員による事前調査 ③ 改修可否の判断 ④ 給付申請 ⑤ 給付決定	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①所得に応じて10~30%負担(基準額を限度)限度額を超える部分は全額自己負担 ②生活保護受給世帯は、負担の免除を受ける事ができる。限度額を超える部分は全額自己負担
		非該当(自立) 要支援 要介護	⑥ 工事施行 ⑦ 工事完了後、現場写真等確認 ⑧ 支払い	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等(介護保険及び自立支援住宅改修給付事業の洋式便器の取替えを優先して利用し、給付限度額を超えた場合に申請可能)	379,000円 156,000円 106,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

26<武蔵野市>

事業名:住宅改善事業		窓 口:健康福祉部高齢者支援課相談支援係(TEL:0422-60-1846)				
分類	助成対象	助成方法	助成基準額 ※○は市で上乗せ助成	負担率		
住宅改修予防給付	60歳以上の者であって、日常生活動作に困難があり、注意を要する状態にある者	①在宅介護・地域包括支援センターに事前相談 ②在宅介護・地域包括支援センター職員、住宅改修・福祉用具相談支援センターの住宅改修アドバイザーによる訪問調査等 ③住宅改修・福祉用具相談支援センターの住宅改修アドバイザーと申請者及びその家族、施工業者と調整し、工事内容を決定。 ④申請 ⑤決定	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	・10%、20%または30%負担(基準額を限度) ・限度額を超える部分は全額自己負担	
住宅設備改修給付			要支援・要介護がある者 ※介護保険制度を優先して利用することが前提	⑥工事完了 ⑦工事完了確認 ⑧助成額について、住宅改修・福祉用具相談支援センターが直接施工業者に支払う		○便器洋式化 306,000円 ・浴槽取替え等 379,000円 ・流し、洗面台取替え 156,000円
				○居室工事 250,000円 ○玄関等工事 150,000円		

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

27<三鷹市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:健康福祉部高齢者支援課高齢者相談係 (TEL:0422-45-1151)内線2623				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額	負担率	
住宅改修予防給付	65歳以上の高齢者であって、日常生活動作に困難がある者 なお、要介護認定の結果通知を受けていること	自立	①事前相談 ②申し込み(受付) ③訪問調査(アセスメント) ④給付決定又は却下(通知)	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①生活保護世帯:0円 ②生計中心者が住民税非課税世帯:10%(基準額を限度) ③①、②以外の世帯:30%(基準額を限度)
住宅設備改修給付		要支援、要介護	⑤工事完了届(施工前後の写真添付)により完了確認 ⑥支払い	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化	379,000円 156,000円 106,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

28<青梅市>

事業名: 青梅市高齢者住宅改造費助成事業		窓 口: 健康福祉部高齢者支援課いきいき高齢者係(TEL:0428-22-1111)内線2157			
分類	助成対象者	助成方法	助成基準額		負担率
住宅設備改修給付	65歳以上の高齢者であって、住宅の改修が必要と認められる者 ただし、介護保険における要介護認定を要し、介護保険と同種目の工事については、要介護認定の判定結果が自立(非該当)であること	①相談 ②地域包括支援センター職員による訪問調査 ③申請 ④給付決定 ⑤工事着工 ⑥工事完了後、地域包括支援センター職員による実地調査 ⑦施工業者に対し支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①基準額まで、10%を本人負担(基準額を超えた額は本人負担。介護サービスを利用する場合の利用者負担割合が2割または3割となる所得基準に該当する世帯は、20%または30%を本人負担) ②生活保護受給者は、免除
			・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

29<府中市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉保健部介護保険課介護サービス係 (TEL:042-335-4470)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	65歳以上の高齢者であって、住宅の改修が必要と認められる者		①相談 ②地域包括支援センター職員による訪問調査 ④申請 ⑤決定 ⑥工事契約・着工 ⑦工事完了・調査 ⑧支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に付帯して必要な工事	200,000円	①補助対象経費が基準額未満の場合、基準額の1割から3割を助成(ただし、生活保護受給世帯は免除) ②補助対象経費が基準額以上の場合、基準額の1割から3割を助成し、基準額を超えた額を本人負担(ただし、生活保護受給世帯は基準額内の自己負担分は免除) ※負担割合(1割から3割)の判定基準は介護保険の負担割合基準と同等
住宅設備改修給付				要介護認定「非該当」 要介護認定「要支援1・2」、「要介護1~5」 ※浴槽の取替えと便器の洋式化については、介護保険制度優先	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

30<昭島市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:保健福祉部介護福祉課高齢者支援係(TEL:042-544-5111)内線2158				
分 類	助 成 対 象 者	助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率	
住宅改修予防給付	65歳以上の高齢者であって、日常生活動作の低下により、住宅の改修が必要と認められる者	要介護認定「非該当」	①相談 ②改修助言 ③調査 ④申請 ⑤決定	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①生活保護受給者 0% ②その他の者 所得に応じて10%~30% ※いずれの場合も、限度額を超えた部分は全額自己負担
住宅設備改修給付		要介護認定「非該当」 「要支援」 「要介護」 ※便器の様式化については、介護保険制度及び予防給付優先	⑥工事依頼・着工 ⑦工事完了・調査 ⑧支払い	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	①生活保護受給者 0% ②その他の者 10% ※いずれの場合も、限度額を超えた部分は全額自己負担

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

31<調布市>

事業名:調布市高齢者住宅改修費給付事業		窓 口:福祉健康部高齢者支援室高齢福祉担当 (TEL:042-481-7150)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修予防給付	<ul style="list-style-type: none"> ・予防給付:介護保険制度で非該当の認定を受けた65歳以上の方 ・設備改修給付:65歳以上の改修が必要と認められた方 	介護認定非該当	<ul style="list-style-type: none"> ①担当課・地域包括支援センター事前相談 ②要介護認定確認及び申請指導 ③地域包括支援センターに申請 ④訪問調査 	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	<ul style="list-style-type: none"> ①基準額内で、現に用いた費用の10% ②生活保護、住民税非課税世帯は無料
住宅設備改修給付	*市内に住所を有する者住宅改修をしなければ著しく困難だと認められ、住宅の改修により在宅生活を維持することができる方	要支援・要介護 ※介護保険制度優先	<ul style="list-style-type: none"> ⑤給付助成の決定 ⑥地域包括支援センター工事完了後実地調査 ⑦施工業者へ支払う 	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

32<町田市>

事業名：在宅高齢者生活支援事業		窓 口：いきいき生活部介護保険課給付係（TEL：042-724-4366）直通			
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額	負担率
住宅改修予防給付	市内に住所を有する65歳以上の高齢者であって、住宅改修が必要と認められた方	要介護認定自立（非該当）かつ、「予防給付チェック表」の結果、対象と判定された方	①高齢者支援センター職員またはケアマネジャーが訪問調査を行い、市に申請 *住宅改修予防給付は、住宅改修アドバイザー制度を利用した改修提案の提出が必要 ②事前審査 ③助成内容決定	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事 200,000円	①基準額内で、現に用いた費用の10%自己負担ただし、住宅改修予防給付については、申請者の負担割合に応じた自己負担。 ②基準額を超える場合の超過額は全額自己負担 ③生活保護受給者は基準額内無料
住宅設備改修給付		要支援 要介護	④工事着手 ⑤施工後、完了確認 *工事完了後、市が公費助成額を支払う	・浴槽の取替え 379,000円 ・流し、洗面台の取替え 156,000円 ・便器の洋式化等 106,000円 *上記の各工事に附帯して必要な工事を含む	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

33<小金井市>

事業名: 小金井市高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口: 福祉保健部介護福祉課高齢福祉係 (TEL: 042-387-9843)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	<ul style="list-style-type: none"> 原則として65歳以上で、住宅の改修が必要と認められる虚弱高齢者 介護保険法施行令に規定する特定疾病の者で、住宅の改修が必要と認められる者 	要介護認定の判定結果が自立	<ul style="list-style-type: none"> ①担当課・地域包括支援センターで申し込み受け付け ②訪問調査 ③決定 ④工事着手 	介護保険と同種目 <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事 	一家屋につき 200,000円限度	<ul style="list-style-type: none"> ①市民税課税世帯の場合、基準額を上限に改修費の10%、20%、30%負担 ②市民税非課税世帯の場合は、基準額を上限に改修費の3%負担
住宅設備改修給付		要介護認定の判定が自立～要介護	<ul style="list-style-type: none"> ⑤工事完了確認 ⑥業者へ基準額の90%、80%、70%(市民税課税世帯)か、97%(市民税非課税世帯)を支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・便器の洋式化等 106,000円 併用の場合一家屋につき 379,000円限度		

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

34<小平市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:健康福祉部高齢者支援課地域支援担当(TEL:042-346-9539)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	市内に住所を有する おおむね65歳以上の 高齢者で、 日常の動作に低下が認められ、かつ、在宅生活 継続のために住宅改修 が必要である者		①相談 ②市職員による訪問調査 ③業者見積 ④申請 ⑤決定 ⑥施工 ⑦工事完了届 ⑧市職員による工事完了確認 ⑨業者へ支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①給付限度額の範囲で10%負担 ②生活保護受給者は、10%負担無し
住宅設備改修給付				自立(虚弱) 要支援 要介護	・浴槽の取り替え ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

35<日野市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:健康福祉部高齢福祉課福祉係 (TEL:042-514-8495)(直通)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修予防給付	市内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者で、日常生活の動作に困難があるため、住宅改修の給付が必要と認められる者	非該当又は日野市介護予防・日常生活支援総合事業「基本チェックリスト」において、一定項目に該当した者	①地域包括支援センターに事前相談(地域包括職員による訪問調査含む。) ②地域包括支援センターより申請 ③書類審査 ④市職員等による訪問調査 ⑤給付決定 ⑥工事完了後、地域包括支援センター職員による現地確認 ⑦完了届確認後、支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①所得金額により、1割又は2割若しくは3割 ②生活保護受給者等は、負担免除 上記①及び②については、給付限度額の範囲内とし、限度額を超えた分については、全額自己負担
住宅設備改修給付		要支援・要介護		・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

37<国分寺市>

事業名:国分寺市高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:高齢福祉課計画・事業推進係(TEL:042-321-1301)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修給付	65才以上の高齢者であり、在宅での生活を続ける為に住宅改修が必要と認められる者。	介護保険非該当者	① 相談 ② 写真による現況確認及び申請 ③ 審査決定 ④ 施行	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に付帯して必要な工事	200,000円	給付額(助成基準額が限度)にそれぞれ()内の負担率を乗じて得た額 ① 生活保護受給者(無し) ② 生計中心者が住民税非課税世帯の者(6%)
住宅設備改修給付	(介護保険を優先利用)	非該当、要支援、要介護	⑤ 市職員が完了確認 ⑥ 支払い	・浴槽・給湯等の取替え ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	③ 上記以外の者(10%)

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

38<国立市>

事業名: 国立市高齢者住宅改修給付事業		窓 口: 健康福祉部高齢者支援課高齢者支援係(TEL:042-576-2111)内線785			
分類	助成対象者	助成方法	助成基準額	負担率	
住宅改修予防給付	おおむね65歳以上	① 市の地域包括支援センターへ申し込み ② 地域包括支援センター職員による訪問調査 ③ 市に調査報告 ④ 市で可否決定 ⑤ 利用者へ通知/業者へ施工依頼	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の各工事に付帯して必要な工事	200,000円	①基準額内で、現に用いた費用の1割～3割負担(負担割合は、介護保険制度の負担割合と同様の基準) 限度額を超える場合は当該超えた額の全額負担 ②生活保護世帯は無料
住宅設備改修給付		⑥ 業者の完了届(施工前後の写真添付)及び地域包括支援センター職員が現地確認をし、チェックリストを市に提出	・浴槽取替え ・便器洋式化 ・流し、洗面台の取替え ・上記の各工事に付帯して必要な工事	379,000円 106,000円 156,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

39<福生市>

事業名: 福生市高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口: 福祉保健部介護福祉課高齢福祉係 (TEL:042-551-1751)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	65歳以上で 改修が必要な者	自立(虚弱)	①相談・申請 ②市職員、PT(理学療法士)が 訪問調査 ③助成の可否決定 ④施行 ⑤完了報告書提出 ⑥施行確認 ⑦支払	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等 のための床又は通路面の材料の 変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な 工事	200,000円	①10%負担 ②ただし、市民税非課税の者、生活保護受給者は 負担無し
住宅設備改修給付		自立:要支援:要 介護		・浴槽取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

40<狛江市>

事業名: 狛江市高齢者自立支援住宅改修費給付事業		窓 口: 福祉保健部高齢障がい課高齢者支援係(TEL:03-3430-1111)内線2222				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
予防改修	65歳以上の高齢者であって、 居住する住宅の改修が必要と認められる者		①申請 ②訪問調査 ③決定 ④施工工事 ⑤施工確認 ⑥支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①生活保護受給者 0%負担 ②上記以外 10%から30%負担 (介護保険サービスの負担割合に準ずる)
設備改修				要介護認定において 自立 要支援 要介護	・浴槽取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

42<清瀬市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修事業		窓 口:福祉こども部福祉総務課福祉総務係(TEL:042-492-5111)内線1311				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額	負担率	
住宅改修予防給付	65歳以上の高齢者で、住宅改修が必要と認められる方	・介護保険認定の非該当の方	① 相談 ② 申請 ③ 決定 ④ 施工工事	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	① 生活保護受給者等 0% ② 生計中心者の所得が5,852,000円以下で年金その他の所得金額の合計が2,800,000円以上の方20% ③ ②に該当する方の内、年金その他の所得金額の合計が2,800,000円未満の方、又は2人以上の世帯であって所得金額の合計が3,460,000円未満の方 10%
住宅改修設備給付		要支援 ・ 要介護	⑤ 確認 ⑥ 支払い	・浴槽取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

43<東久留米市>

事業名:東久留米市高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉保健部介護福祉課介護サービス係(TEL:042-470-7750)				
分 類	助 成 対 象 者	助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率	
自立支援住宅改修給付	65歳以上の者のうち、在宅での自立した生活を確保するために、住宅改修が必要と認められる者	①給付申請 ②給付の可否を決定 ③改修 ④請求 ⑤給付	要介護認定において「自立(非該当)」と認定された高齢者	介護保険の住宅改修と同様 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他これらの工事に付帯して必要な工事	160,000円	1割負担 ただし、改修に要する費用が支給限度基準額を超過した場合は、その超過した額に支給限度の1割分を加えた額を負担するものとする。
			要介護認定において「要介護」若しくは「要支援」と認定された高齢者	・浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 ・流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 ・便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事	379,000円 156,000円 106,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

44<武蔵村山市>

事業名: 武蔵村山市高齢者自立支援住宅改修費給付事業		窓 口: 健康福祉部高齢福祉課介護認定給付係(TEL:042-590-1233)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額	負担率	
住宅改修の予防給付	市内に住所を有する65歳以上の高齢者であって、住宅の改修が必要と認められる者	申請日前1年以内の期間において受けた、要介護認定の結果が非該当の者	①相談 ②申請 ③施行前訪問調査 ③審査・決定	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事 ※限度額内で2回以上の改修ができる。	200,000円	①基準額内で、現に用いた費用の1割、2割又は3割負担(負担割合に準じる) ②基準額を超える場合の超過額は全額自己負担 ③生活保護受給者は基準額内無料
住宅設備改修の給付		要支援又は要介護認定を受けた者	④施工工事 ⑤施工完了確認 ⑥支払い	・浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 ・流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 ・便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事 (介護保険制度の限度額を越えた部分について給付) ※それぞれの改修工事について、給付額にかかわらず、1回を限度とする。	379,000円 156,000円 106,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

45<多摩市>

事業名:多摩市高齢者住宅改造費助成事業		窓 口:健康福祉部高齢支援課地域ケア推進係(TEL:042-338-6846)直通			
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率
住宅改修予防給付	おおむね65歳以上の高齢者であって、住宅の改造が必要と認められる者	要介護認定において「自立(非該当)」と認定された高齢者	①相談 ②地域包括支援センター及びリハビリテーション専門職による現地確認 ③施工業者による図面等の提示 ④可否の判断 ⑤申請 ⑥給付決定 ⑦施工 ⑧終了後確認(訪問・写真) ⑨支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・床材の変更 ・引戸への扉変更 ・その他附帯する工事	100,000円 ①改修費の1割～2割負担(介護保険法の負担割合に準ずる。介護保険法負担割合3割負担の方は2割負担とみなす) ②生活保護受給世帯は、上限の100,000円まで自己負担免除

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

46<稲城市>

事業名: 稲城市高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口: 福祉部高齢福祉課介護保険係 (TEL:042-378-2111)内線282				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	市内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者であって、日常生活の動作に困難があり、これを改善するために住宅の改修が必要と認められる者		①要介護認定 ②申請 ③担当課、地域包括支援センター等で訪問 ④決定 ⑤工事	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①生活保護受給者 0% ②上記以外 介護保険負担割合の割合と同じとする
住宅設備改修給付			要介護認定又は要支援認定を受けている者で、介護保険居宅介護(予防)住宅改修による給付を受けられない者 ⑥工事完了確認 ⑦支払い	・浴槽取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	①生活保護受給者 0% ②上記以外 介護保険負担割合の割合と同じとする

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

47<羽村市>

事業名:羽村市高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉健康部高齢福祉介護課高齢福祉係(TEL:042-555-1111)内線176				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	市内に住所を有する在宅のおおむね65歳以上で、日常生活動作の低下により、住宅の改修が必要と認められる者	介護保険法における要介護認定及び要支援認定の結果、非該当と認定された者	①相談 ②訪問調査 ③申請 ④審査決定 ⑤施工 ⑥工事完了後確認(写真等) ⑦施工業者への支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①生活保護受給者 0% ②上記以外 改修費の1割~3割負担(介護保険法の負担割合に準ずる。)
住宅設備改修給付		介護保険法における要介護認定及び要支援認定の結果、要介護1から5、要支援及び非該当と認定された者のうち、身体機能の低下に伴って、既存の設備での使用が困難な者		・浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 ・流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	379,000円 156,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

48<あきる野市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:健康福祉部高齢者支援課高齢者支援係(TEL:042-558-1111)内線2631				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	市内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者であって、住宅改修の必要が認められ、かつ介護保険法において審査判定を受けた者。	介護保険法の審査判定の結果、非該当と判定された者。	①申請 ②現場確認 ③給付決定(業者への依頼)	・手すりの取付け ・床段差の解消 ・床材の変更 ・引戸等への扉の取替え ・洋式便器等への取替え	200,000円	①生活保護世帯は自己負担免除 ②上記以外の者 助成基準額(住宅改修に要する額が当該助成基準額を下回る場合は、その額)に介護保険制度における介護サービスを利用する場合の利用者負担割合に相当する割合を乗じて得た額(ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
住宅設備改修給付		介護保険法の審査判定を受けていれば可。	④施工 ⑤完了届提出(写真添付) ⑥完了検査 ⑦支払い	・浴槽取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備 ・流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

49<西東京市>

事業名: 自立支援住宅改修費助成及び高齢者住宅改造費給付事業		窓 口: 健康福祉部高齢者支援課高齢者サービス係(TEL: 042-420-2810)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	市内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者であって、住宅改修の必要性が認められる者	介護保険認定で非該当と認定された者	① 申請 ② 訪問調査 ③ 給付決定 ④ 施工 ⑤ 完了検査	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①介護保険負担割合に応じて10%、20%または30%の負担(基準額超過分は全額自己負担) ②生活保護世帯等 0%
住宅設備改修給付		介護保険認定で要介護または要支援と認定され、もしくは事業対象者とされた者	⑥ 完了届提出 ⑦ 支払い * 業者の指定はありません	・浴槽取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 ・流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	379,000円 156,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

50<瑞穂町>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:高齢者福祉課高齢者支援係(TEL:042-557-7623)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防	町内に住所を有する65歳以上の高齢者であって、日常生活動作の低下により、住宅の改修が必要と認められる者	介護保険非該当	①相談 ②改修図面等で改修内容を審査 ③申請	・手すりの取付け ・床段差の解消 ・滑りの防止・移動円滑化等のための床材変更 ・引戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その住宅改修に附帯して必要な工事	200,000円	①給付対象額の1割～3割負担 ②生活保護受給者は、自己負担なし
住宅設備改修		介護保険法における要介護認定及び要支援認定の結果、要介護1から5、要支援及び非該当と認定された者のうち、身体機能の低下に伴って、既存の設備での使用が困難な者	④訪問調査 ⑤決定施行 ⑥完了届提出支出	・浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 ・流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 ・便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事	379,000円 156,000円 106,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

51<日の出町>

事業名:日の出町高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:いきいき健康課高齢支援係(TEL:042-597-0511)内線381・382				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修予防給付	町内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者。 現に居住している住宅設備の改修が必要と認められる者。	介護保険法における要介護認定及び要支援認定の結果、非該当となった高齢者。	①相談 ②給付の申請 ③訪問調査 ④給付の決定 ⑤改修工事開始指示	介護保険と同様 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等へのドアの取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記工事に附帯して必要な工事	200,000円	①給付額の2割負担 ②生活保護世帯は負担無
住宅設備改修給付		介護認定「要支援」「要介護1以上」の高齢者で、住宅設備の改修により目的の達成が見込まれる者	⑥改修工事の完了確認 ⑦限度額又は限度額内の金額より本人負担分を除いた金額を施工業者へ支払い	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	①介護保険負担割合と同じ ただし、限度額以内 ②生活保護世帯は負担無

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

52<檜原村>

事業名:檜原村高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉けんこう課福祉係(TEL:042-598-3121)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	村内に住所を有する 65歳以上の高齢者で あって、 住宅の改修が必要と認 められる者。		①相談 ②申請 ③調査 ④決定 ⑤工事 ⑥確認 ⑦申請者へ支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等 のための床又は通路面の材料の 変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な 工事	200,000円	①10%負担 ②生活保護受給者・住民税非課税世帯は負担無し
住宅設備改修給付				介護保険非該当 要介護認定の判 定が自立～要介 護	・浴槽取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

53<奥多摩町>

事業名:奥多摩町高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉保健課(TEL:0428-83-2777)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	<p>おおむね65歳以上の高齢者であって、住宅の改修が必要と認められる者とする。 ただし、介護保険における要介護認定を要する。</p> <p>*住宅改修予防給付については、要介護認定の判定結果が自立であること。</p>	非該当	<p>① 相談(包括支援センター)</p> <p>② 施工前訪問調査</p> <p>③ 申請</p> <p>④ 審査・決定</p> <p>⑤ 施行</p> <p>⑥ 完了検査(写真等)</p> <p>⑦ 支払</p>	<p>介護保険と同種目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え及び新設 ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事 	200,000円	<p>①生活保護受給者・住民税非課税者 0%</p> <p>②上記以外 10%負担</p>
住宅設備改修給付		非該当 要支援 要介護		<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・便器の洋式化等 106,000円 		

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

54<大島町>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:住民課介護保険係(04992-2-1462)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防	65歳以上の高齢者であって日常生活の動作が困難で、住宅の改修が必要と認められる者。	介護保険非該当もしくは未申請の者	① 相談(包括支援センター) ② 調査(包括・町・業者立会) ③ 申請 ④ 内容審査・決定	・手すりの取付け ・床段差の解消 ・滑りの防止・移動の床材変更 ・引戸等への扉の取替え ・洋式便器 ・その住宅改修に附帯して必要な工事	200,000円	①所得に応じて給付費用の10%又は20%又は30%負担 ②生活保護受給者 0%
住宅設備改修		要支援以上	⑤ 施行 ⑥ 完了調査(包括・町) ⑦ 完了届提出 ⑧ 給付	・浴槽の取替えに附帯して必要な給湯設備 ・流し、洗面台の取替えに附帯して必要な給湯設備 ・便器の洋式化に附帯して必要な給湯設備	379,000円 156,000円 106,000円	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

55<利島村>

事業名:利島村高齢者自立支援住宅改修等給付事業実施要綱		窓 口:住民課(TEL:04992-9-0013)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	村内に住所を有する 65歳以上の高齢者で あって、 住宅の改修が必要と認 められる者。		①相談 ②申請 ③調査 ④決定 ⑤工事 ⑥確認 ⑦申請者へ支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等 のための床又は通路面の材料の 変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な 工事	200,000円	①10%負担 ②生活保護受給者・住民税非課税世帯は負担無し
住宅設備改修給付				原則として自立	・浴槽取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	

令和5(2023)年度 住宅改善事業(バリアフリー化等)区市町村別事業概要一覧

* 36東村山市、41東大和市、56新島村、57神津島村、58三宅村、59御蔵島村、60八丈町、61青ヶ島村、62小笠原村は介護保険による住宅改修の助成のみ実施。